

(様式 2)

「京丹後市安全で安心な市民生活と観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例」(案)の概要

1 条例の目的

新型コロナウイルス感染症等のまん延の未然防止及びまん延時の早期収束に向けた万全な措置の徹底・強化を図り、もって市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市内経済に及ぼす影響を最小限にし、観光旅行者の安全で安心な来訪と滞在に寄与することを目的とする。

2 条例概要

(1) 定義

①新型コロナウイルス感染症等

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等。
- ・ 同法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症。

②観光旅行者

本市を来訪し、又は来訪を企図している観光客、イベント等の参加者その他市外からの旅行者をいう。

(2) 市の責務

国内において新型コロナウイルス感染症等が発生したときは、国及び京都府と密接に連携し、市内における発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な対策を適確かつ迅速に実施する。

(3) 市民、観光事業者及び観光関係団体等に求められる行動

新型コロナウイルス感染症等の感染予防に努めるとともに、国及び京都府並びに市が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

①観光事業者

新型コロナウイルス感染症等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

②観光関係団体

観光事業者が行う適切な措置に関する情報の収集、提供、助言及び調整並びに観光旅行者に対する適切な情報発信を行うよう努める。

③市民及び観光事業者

新型コロナウイルス感染症等の患者等及び濃厚接触者、その家族、医療従事者その他関連する者に対して、感染又は感染のおそれがあること等を理由に、いかなる不当な差別的取扱いをしてはならない。

(4) 観光旅行者に求められる行動

本条例の目的を適確に達成するため、条例第3条に規定する市が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

(5) 観光事業者以外の事業者に求められる行動

本条例第4条の規定は、観光事業者以外の全ての事業者について準用する。